

2021.5.10

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No36

会員企業・団体の皆さまにおかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、感染防止策を講じながら、飲食料品の安定供給にご尽力頂いているところです。

3度目の緊急事態宣言が発令され、5月11日には、その期限が到来しますが、大都市部を中心に感染者数が高い水準にあり、大阪府や兵庫県では病床がひっ迫しています。

このため、政府は5月7日(金)に「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針分科会(第5回)」(尾身茂会長)に基本的対処方針の変更案を諮った上で、「第63回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、緊急事態宣言の対象区域に愛知県と福岡県を追加するとともに、期間を5月31日まで延長することを決定しました。また、まん延防止等重点措置の対象区域に、北海道、岐阜県及び三重県を追加し、期間を5月31日まで延長すること、宮城県は5月11日に終了することを決定しました。

今回は緊急事態宣言の期間延長と区域変更、まん延防止等重点措置の期間延長と区域の変更、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

なお、政府は緊急事態宣言区域の都道府県については百貨店や大規模商業施設の休業要請等を一部緩和しましたが、東京や大阪では引き続き休業要請が継続するなど都道府県によって取り扱いが異なりますので、事業所が所在する都道府県の情報を良く確認してください。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、4月23日に発令された宣言について、以下のとおり変更が行われました。

●緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（愛知県及び福岡県については、5月12日）から5月31日まで

●緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域

2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき4月1日の公示が次のように改正されました。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

- ・宮城県については 4月5日から5月11日まで
- ・沖縄県については 4月12日から5月31日まで
- ・愛知県については 4月20日から5月11日まで
- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については 4月20日から5月31日まで
- ・愛媛県については 4月25日から5月31日まで
- ・北海道、岐阜県及び三重県については 5月9日から5月31日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

5月7日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記1のような緊急事態宣言の区域、期間の変更、②上記2のような、まん延防止等重点措置の区域、期間の変更、③サーベイランス・情報収集のための抗原簡易キットの活用、④催物（イベント等）の人数上限等の緩和（人数上限5,000人、収容率50%等）、大規模商業施設の休業要請から営業時間短縮（20時まで）への緩和、⑤在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況の事業者による積極的な公表とその情報の幅広い周知等です。

基本的対処方針等は以下のURLから入手出来ます。

基本的対処方針（令和3年5月7日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210507.pdf

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

なお、令和3年5月7日、4月30日に公開された支援策等に関するお知らせは以下の URL から入手できます。

(https://corona.go.jp/action/pdf/shiensaku_info_20210507.pdf)

また、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、具体的な指針が5月7日付で内閣官房から都道府県知事や各府省担当課室に対して通知されています。(以下の URL から入手できます。)

(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210507.pdf)

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (iked@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398